

# 福岡県ハンドボール協会規約

## 第一章 名称及び事務所

第1条 本会を福岡県ハンドボール協会と称する

第2条 本会の事務所は、会長所在地域内に置く

## 第二章 目的

第3条 本会は、福岡県におけるハンドボール競技の健全な発展を図ることを目的とする

## 第三章 事業

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために以下の事業を行う

1. 全国大会の予選ならびに各種ハンドボール大会の主催・主管・後援
2. 全国大会に参加する選手及び選手団の決定
3. 指導方針の作成及び講演会、研究会等の開催
4. 各種競技団体との連絡ならびに強調
5. その他目的達成に必要な事項

## 第四章 組織及び加盟・脱会

第5条 本会は、日本ハンドボール協会に加盟し、県内ハンドボール競技団体及び各地域の組織をもって構成する

第6条 前条のハンドボール競技団体及び各地域の組織は、理事会の決定を経て加盟する

第7条 本会の加盟チームとして不適当と認められる時は、理事会の決定を経て脱退せしめる

## 第五章 役員

第8条 本会に、以下役員を置く

会長 1名 副会長 若干名 理事長 1名 副理事長 若干名

常任理事 若干名 理事 若干名 評議員 若干名 監事 2名

但し、会長は顧問、参与を若干名委嘱することができる。また、必要に応じて名誉会長を置くことが出来る

第9条 会長、副会長は、評議員会において推挙する

会長は、本会の代表として会務を統括し評議員会及び理事会を招集し、副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時は職務を代行する

第10条 評議員は、加盟チームより1名を出すことを原則とする

第11条 理事は、原則として評議員の中から選出し、会長はこれを委嘱する

上記の他に会長は、ハンドボールに関して学識経験のある者の中から評議員会の同意を得て理事を委嘱することが出来る

第12条 理事は、互選により理事長を選出する。理事長は、本会の会務を執行し、会長、副会長が事故ある時はその職務を代行する

第13条 監事は、原則として評議員の中から選出し、会長はそれを委嘱する。監事は、会計監査をする。

第14条 役員の任期は2年とし、重任を妨げない。補欠役員は、前任者の残任期間とする

## 第六章 会 議

第15条 会長は、毎年1回定例評議員会を開く。その他必要と認めた場合、評議員会を開くことができる

第16条 評議員会は、予算決算を行い、その他必要事項を審議決定する。

評議員会は、半数以上の出席がなければ開催できない。但し、同一議事について再度招集した時はこの限りではない

正式の委任状を有する代理人は、これを認める

評議員会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の時議長がこれをきめる

第17条 理事会は、必要に応じて会長がこれを招集する

理事会は、評議員会の議決を執行するとともに、緊急事項を処理する

## 第七章 会 計

第18条 本会の経費は、登録金・負担金・寄付金・その他の収入によって当てる

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日終わる

第20条 本会の予算・決算は、評議員会の承認を得なければならない

## 第八章 附 記

第21条 本会の規約の改正は、評議員会の3分の2の同意を得なければ変更できない

第22条 本規約は、昭和23年4月1日より施行される

附則1 本改正規約は、平成14年7月1日より施行される